

浜松市教育委員会規則第7号

浜松市立幼稚園園則の一部を改正する規則

浜松市立幼稚園園則（平成2年浜松市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="284 472 539 506">第7章 <u>預かり保育</u></p> <p data-bbox="244 533 323 566">(名称)</p> <p data-bbox="197 595 783 792">第15条 この規則において「<u>預かり保育</u>」とは、浜松市立幼稚園条例（平成17年浜松市条例第270号）第3条第3号及び<u>第4号</u>に掲げる事業をいう。</p> <p data-bbox="244 875 379 909">(実施区分)</p> <p data-bbox="197 938 783 1025">第16条 預かり保育の実施区分は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="231 1055 363 1088">(1) (略)</p> <p data-bbox="231 1234 435 1267"><u>(2)～(4)</u> (略)</p> <p data-bbox="244 1294 379 1328">(実施時間)</p> <p data-bbox="197 1357 408 1391">第17条 (略)</p> <p data-bbox="244 1532 435 1565">(使用料の未納)</p> <p data-bbox="197 1594 783 1733">第18条 園長は、使用料を正当な理由なく<u>納付しない園児</u>に対して出席を停止し、又は退園させることができる。</p> <p data-bbox="197 1816 783 1957">2 園長は、預かり保育に係る使用料を正当な理由なく<u>納付しない園児</u>に対して、預かり保育を行わないことができる。</p>	<p data-bbox="890 472 1145 506">第7章 <u>預かり保育等</u></p> <p data-bbox="850 533 930 566">(名称)</p> <p data-bbox="804 595 1390 848">第15条 この規則において「<u>預かり保育</u>」とは、浜松市立幼稚園条例（平成17年浜松市条例第270号）第3条第3号及び<u>第5号</u>に掲げる事業をいい、「<u>一時預かり事業</u>」とは、<u>同条第4号及び第6号</u>に掲げる事業をいう。</p> <p data-bbox="850 875 986 909">(実施区分)</p> <p data-bbox="804 938 1390 1025">第16条 預かり保育の実施区分は、次のとおりとする。</p> <p data-bbox="837 1055 970 1088">(1) (略)</p> <p data-bbox="837 1117 1390 1205"><u>(2) 開園時間の開始時刻から16時30分まで</u></p> <p data-bbox="837 1234 1042 1267"><u>(3)～(5)</u> (略)</p> <p data-bbox="850 1294 986 1328">(実施時間)</p> <p data-bbox="804 1357 1015 1391">第17条 (略)</p> <p data-bbox="804 1420 1390 1507"><u>2 一時預かり事業の実施時間は、8時から17時30分までとする。</u></p> <p data-bbox="850 1532 1042 1565">(使用料の未納)</p> <p data-bbox="804 1594 1390 1789">第18条 園長は、使用料を正当な理由なく<u>園児の保護者が納付しない場合には、当該園児</u>に対して出席を停止し、又は退園させることができる。</p> <p data-bbox="804 1816 1390 2018">2 園長は、預かり保育又は<u>一時預かり事業</u>に係る使用料を正当な理由なく<u>園児の保護者又は幼稚園を利用する者の保護者が納付しない場合には、当該園児又は当該幼稚園を利</u></p>

附 則

(定員の特例)

- 3 当分の間、別表浜松市立舞阪幼稚園の項中「210人」とあるのは「0人」と、同表浜松市立高台幼稚園の項中「105人」とあるのは「0人」とする。

別表（第2条関係）

幼稚園	定員
(略)	
浜松市立可美幼稚園	(略)
浜松市立舞阪幼稚園	210人
浜松市立雄踏幼稚園	(略)
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 浜松市立幼稚園園則の一部を改正する規則（平成27年浜松市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>2 浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例（平成27年浜松市条例第41号）附則第4項の規定が適用される場合における浜松市立幼稚園園則第15条の規定の適用については、同条中「<u>浜松市立幼稚園条例（平成17年浜松市条例第270号）第3条第3号及び第4号</u>」とあるのは、「浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例（平成27年浜松市条例第41号）附則第4項の規定により読み替えて適用される浜松市立幼稚園条例第3条第5号」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>2 浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例（平成27年浜松市条例第41号）附則第4項の規定が適用される場合における浜松市立幼稚園園則第15条の規定の適用については、同条中「<u>第5号</u>」とあるのは、「浜松市立幼稚園条例の一部を改正する条例（平成27年浜松市条例第41号）附則第4項の規定により読み替えて適用される浜松市立幼稚園条例第3条第5号」とする。</p>

用する者に対して、預かり保育又は一時預かり事業を行わないことができる。

附 則

(定員の特例)

- 3 当分の間、別表浜松市立気田幼稚園の項中「60人」とあるのは「0人」と、同表浜松市立中央幼稚園の項及び浜松市立高台幼稚園の項中「105人」とあるのは「0人」と、同表浜松市立内野幼稚園の項中「210人」とあるのは「0人」とする。

別表（第2条関係）

幼稚園	定員
(略)	
浜松市立可美幼稚園	(略)
浜松市立雄踏幼稚園	(略)
(略)	

み替えて適用される浜松市立幼稚園条例（平成17年浜松市条例第270号）第3条第4号」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（あらし）

この規則は、浜松市立舞阪幼稚園の閉園、浜松市立気田幼稚園、浜松市立中央幼稚園及び浜松市立内野幼稚園の休園並びに浜松市立犬居幼稚園における非在園児を対象とした一時預かり事業の開始に伴い規定を整備するほか、所要の整備を行うものです。